

我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書
委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和元年 8 月 1 6 日提出
我孫子市

表(1) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	防災	<p>(5月17日委員会での質疑・意見) この土地はこれまで液状化現象がみられたことはあるのか。</p> <p>(6月28日現地調査での質疑・意見) 液状化現象は確認されていないとのことだが、当該地域は沖積低地であり、液状化現象が想定される地域と考えられる。十分に注意願いたい。工事用の資材の種類によっては液状化しやすくなる可能性もある。資材の材質等にも配慮すれば、防災面からもより良い施設になると思う。</p>	<p>(5月17日委員会での回答) 対象事業実施区域においては、液状化現象は確認されていません。</p> <p>(6月28日現地調査での回答) ご助言のとおり、防災面においても、十分に配慮した施設計画とします。</p>
2	事業計画	現施設の概要	<p>(5月17日委員会での質疑・意見) 現施設が供用後45年以上経過している施設であるため、建物にアスベストが使われている可能性が高い。アスベストについての対応を確認したい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答) ご指摘の通り、現施設は古い施設であり、アスベストが含まれている可能性があります。よって、解体工事着工前に解体設計を行い、そこでアスベストの含有に関する調査の実施、および解体に際するアスベスト対策検討を行う予定となっております。</p>
3	事業計画	現施設の概要	<p>(5月17日委員会での質疑・意見) 類似施設では20年更新が通常であることから、現施設において、その年数にあたる90年代に更新工事などが行われている可能性がある。工事履歴を確認したい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答) 現施設で実施された大きな工事としては、平成10年代に、ダイオキシン類の対策工事として、排ガスの処理系統の一部について工事を行っております。</p> <p>(5月17日委員会後の追加意見の回答) 上記に加えて、1号炉については、平成6～8年に焼却炉のごみ投入口から誘引通風機までの機器を全て更新する基幹的施設整備を実施しています。</p>

表(2) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
4	事業計画	現施設・計画施設の概要	(6月28日現地調査での質疑・意見) 現施設から白煙が見えるが、白煙防止設備は現施設にあるものなのか。また、新施設において白煙防止設備を設置する計画があるのか確認したい。	(6月28日現地調査での回答) 現施設には、白煙防止設備はありません。白煙防止設備は、エネルギー効率の観点から環境省においても推奨されておらず、新施設においても設置の予定はありません。
5	事業計画	処理能力	(6月28日現地調査での質疑・意見) 新廃棄物処理施設は現施設と比較して処理能力は増減するのか。	(6月28日現地調査での回答) 現施設が2炉併せて195t/日ですが、新廃棄物処理施設は60t/日×2炉、合計120t/日となり、能力は小さくなります。
6	事業計画	処理能力	(6月28日現地調査での質疑・意見) 施設の広域化については検討を行ったのか。	(6月28日現地調査での回答) 東日本大震災以前に、柏市と共同で施設を建設することを検討していましたが、両市の分別収集のあり方や放射能対策等により、焼却施設の共同設置を見送りました。
7	事業計画	建築計画	(6月28日現地調査での質疑・意見) 工事の実施にあたって掘削することが想定されるが、その際の深さはどれくらいになるのか。	(6月28日現地調査での回答) 新廃棄物処理施設の地下構造物の深さは、準備書2-10ページに示したとおり、最大約10mを計画しています。そのため工事の実施にあたっては、最大で10mよりも少し深く掘ることになります。
8	事業計画	処理方式の概要及び処理の流れ	(6月28日現地調査での質疑・意見) 剪定枝木は今後、リサイクルセンターにおいて、チップ化を行い、堆肥にするのか。	(6月28日現地調査での回答) リサイクルセンターでは、剪定枝木のチップ化を行い、チップは市民へ配布する予定です。堆肥化は行いません。
9	事業計画	処理方式の概要及び処理の流れ	(7月19日委員会での質疑・意見) 準備書2-18ページに記載されている「燃やせないごみ」は、同様に記載されている「不燃ごみ」と統一できないか。	(7月19日委員会での回答) 「燃やせないごみ」は、「不燃ごみ」とは異なり、燃やすと焼却灰及び飛灰が国の基準値を超えてしまう恐れのある放射能を帯びた草木類を指しています。このため、別表記としました。
10	事業計画	水質汚濁防止計画	(6月28日現地調査での質疑・意見) 洗車排水は、排水処理設備で処理後公共用水域に放流するのか。 稼働時に、布湖排水路へは、どのような排水を放流するのか。	(6月28日現地調査での回答) 洗車排水を含むプラント排水は、排水処理設備で処理後、施設内循環利用を行うため、公共用水域には放流しません。 雨水排水と合併処理浄化槽で処理した生活排水を放流する計画となっております。

表(3) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
11	大気質	予測・評価	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>大気質の予測評価結果について、委員会資料に、それぞれ「建設機械の稼働による影響(粉じん)」、「工事用車両の走行による影響」、「新廃棄物処理施設の稼働による影響」、「廃棄物運搬車両の走行による影響」としてまとめられている。この内容・検討結果について、準備書のどこに記載されているのかを確認したい。</p> <p>また、知事意見で、短期高濃度発生時、例えばダウンウォッシュ発生時などを考慮して予測するように述べられている。この内容・検討結果についても、準備書のどこに記載されているのかを確認したい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>「建設機械の稼働による影響(粉じん)」の予測結果は準備書7-22ページ、「工事用車両の走行による影響」の予測結果は準備書7-42ページ、「新廃棄物処理施設の稼働による影響」における長期平均濃度の予測結果は準備書7-91ページに記載しています。また、短期高濃度の予測結果は準備書7-100ページ表7-2-72に大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンドラフトといった各ケースの予測結果を整理しています。「廃棄物運搬車両の走行による影響」の予測結果は準備書7-124ページに記載しています。</p>
12	大気質	予測・評価	<p>(6月28日現地調査での質疑・意見)</p> <p>新廃棄物処理施設の稼働による大気質について、長期平均濃度の最大着地地点の予測方法を教えて頂きたい。</p> <p>また、その予測に用いた気象データの出典を教えて頂きたい。</p>	<p>(6月28日現地調査での回答)</p> <p>新廃棄物処理施設の稼働による大気質の予測方法は、準備書7-77ページに記載しています。</p> <p>また、気象データは、対象事業実施区域内で1年間測定した結果を用いています。</p>
13	大気質	予測・評価	<p>(7月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>準備書7-78ページの予測式における「煙突頂部の風速」は、「有効煙突高の風速」が正しいのではないかと。</p>	<p>(7月19日委員会での回答)</p> <p>予測は「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」(昭和61年6月)に従って実施しています。このマニュアルの中で、煙突頂部での風速を使用することとなっているため、煙突頂部の風速を使用して予測を行っています。</p>
14	大気質	予測・評価	<p>(7月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>準備書7-79ページの有効煙突高の設定式の右辺は、長さの次元となっておらず、問題のある式であることが1965年に指摘されている。今後、このことにも留意して、予測計算を行ってほしい。</p>	<p>(7月19日委員会後の回答)</p> <p>ご指摘いただいた点に留意し、今後本市の事業として環境影響評価を実施する際には、有効煙突高の設定式に関する最新の改良・修正の動向について、確認するよう努めます。</p>
15	大気質	予測・評価	<p>(7月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>準備書7-80ページ表7-2-58の排出ガスの濃度の根拠は何か。</p>	<p>(7月19日委員会での回答)</p> <p>事業計画で定めた自主基準値としています。これを超える濃度の排ガスが排出されることはありません。このように高めの濃度による予測を行うことで、大気質への影響を十分に評価することを意図しています。</p>

表(4) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
16	大気質	予測・評価	(7月19日委員会での質疑・意見) 準備書 7-101 ページに、「一酸化炭素濃度、塩化水素濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度、ばいじん濃度等の監視を行う」とあるが、具体的にはどのような監視計画となっているのか。	(7月19日委員会での回答) 準備書 9-3 ページ表 9-3-2 に記載のとおり、「一酸化炭素、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん」について、連続監視によるモニタリングを計画しています。連続監視は、施設に設置する自動測定装置により行います。
17	騒音及び超低周波音	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) T4 地点の時間率騒音の累積分布の状況はどのようになっているのか。	(6月28日現地調査での回答) T4 地点の時間率騒音の分布状況について、騒音は概ね 45 デシベル（準備書の資 3-5 ページの表およびグラフに記載している L _{A95} : 騒音の瞬間値の全データを大きい方から順に並べたときの 95%値）となっています。時おり車両が通行すると、そのときだけ騒音は 65 デシベル（準備書の資 3-5 ページの表およびグラフに記載している L _{A5} : 騒音の瞬間値の全データを大きい方から順に並べたときの 5%値）に近い値となります。
18	騒音及び超低周波音	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) T4 地点が環境基準を超えているのに対し、交通量の多い T2 地点は環境基準を下回っている。理由はこういったことが考えられるのか。	(6月28日現地調査での回答) 環境基準の違いが大きいと考えています。また、準備書 7-209 ページ図 7-2-67(2)に示したとおり、T2 地点の道路形状をみると車線から敷地境界（現地調査地点）が離れていることも要因と考えられます。
19	騒音及び超低周波音	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) T3 地点はもっと北側でもよかったですのではないか。	(6月28日現地調査での回答) 北側は周辺環境が水田となるため、保全対象となる住宅が密集している地点を代表点として選定しました。
20	騒音及び超低周波音	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) 廃棄物運搬車両の走行ルートのうち、騒音からみて最も厳しい状況となっているのは T4 地点付近であるという認識でよいか。	(6月28日現地調査での回答) その通りです。T4 地点は第一種低層住居専用地域であり、道路形状も 1 車線しかないこと等から、環境基準が厳しい地域です。
21	騒音及び超低周波音	予測・評価	(6月28日現地調査での質疑・意見) 廃棄物運搬車両の将来の走行台数は、T4 地点が一番多い計画となっているのか。	(6月28日現地調査での回答) 廃棄物運搬車両の将来の走行台数が最大となるのは T1 地点（本線）、T2 地点となります。

表(5) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
22	騒音及び超低周波音	調査、予測・評価	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音及び超低周波音に関する廃棄物運搬車両の走行による影響で、なぜT4地点を選定したのか、その理由を確認したい。 また、廃棄物運搬車両の影響を見るのであれば、廃棄物運搬車両の走行していない日と走行する日を比較すべきではないか。 ・なぜT4地点の現況騒音値が環境基準を超過しているのかについて、もう少し丁寧に書くことが必要だと思う。 	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>T4地点は、現在、廃棄物運搬車両走行ルートとなっており、今後も廃棄物運搬車両走行ルートとして選定される計画です。加えて、保全対象となる住宅が近くに存在するため選定しました。</p> <p>まず現況の交通量を調査して、将来、廃棄物運搬車両がどれくらいになるかという予測を行った結果、T4地点では0.5デシベル上がると予測されました。現況の交通量も現施設に関わる廃棄物運搬車両が走行している状態であり、将来も同程度と思われるため、現況で仮に廃棄物運搬車両が走っていなければ0.5デシベル程度下がる可能性があります。しかし、それを考慮しても、廃棄物運搬車両以外の影響で基準を超えてしまっている状態です。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>廃棄物運搬車両は平日、市内のいずれかの場所で毎日走行しているため、現状で走行していない日の状況を把握することは困難です。予測及び評価については、現状の廃棄物運搬車両を含む現況交通量に将来発生する廃棄物運搬車両の想定台数を加え、安全側の観点から行っております。</p> <p>また、T4地点の現況騒音値が環境基準を超過した要因には、同地点が他の地点に比べ道路幅員が小さいこと、その割には交通量が多いこと、特に廃棄物運搬車両がまだ走行していない朝の通勤時間帯の交通量が多いこと、が挙げられます。評価書ではその旨を調査結果の部分に追記します。</p>

表(6) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
23	騒音及び超低周波音	調査、予測・評価	(5月17日委員会での質疑・意見) 準備書7-261ページに自動車交通量の調査結果が記載されており、そこではT4の合計台数が1463台、その中の13台がパッカー車となっている。パッカー車の台数が将来増加する台数とすると、増加分としては、極めて小さいものと考えられる。しかしながら、騒音の予測結果においては、これらの影響により、0.5デシベル大きくなると記載されている。他のT1、T2、T3いずれも、同様に廃棄物運搬車両がこれくらいしか見込まれないのに、なぜ騒音が増える結果となるのか確認したい。	(5月17日委員会での回答) 一般車両は小型車が多いものの、廃棄物運搬車両は大型車両であるため、台数以上に騒音値に影響を与えます。
24	騒音及び超低周波音	調査、予測・評価	(7月19日委員会での質疑・意見) 廃棄物運搬車両の走行していない日の状況(バックグラウンド騒音状況)を、休日の状況で代表させることができない理由は、廃棄物運搬車両以外の通行車両の状況が平日と大きく変わり、平常時とはいえなくなるからであるという理解で良いか。	(7月19日委員会での回答) ご指摘のとおり、休日は、通勤車両等が少なく、大きく状況が異なるため、一般的に平日の状況とは別のものとして扱われていることから、廃棄物運搬車両の走行していない日として代表させることはできないものと考えています。
25	騒音 悪臭 日照障害	調査、予測・評価	(7月19日委員会での質疑・意見) 騒音の調査範囲・予測範囲が100mとのことだが、根拠はなにか。また、敷地境界の騒音調査はどこで実施し、現況よりも騒音は下がる予測となっているのか。 対象事業実施区域に隣接する福祉施設に対し、騒音・日照・悪臭の影響にできる限り配慮すべきである。	(7月19日委員会での回答) 調査範囲等は、環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に100mと設定しました。また、敷地境界の騒音調査は、準備書7-161ページ図7-2-51に記載のとおり、福祉施設側で実施しました。予測の結果、福祉施設側では現況よりも騒音は下がることになります。 なお、建物を福祉施設から出来るだけ離して設置するように計画することで、ご指摘の影響が小さくなるよう配慮しました。また、新施設ではリサイクル施設を屋内に設置するなど、騒音の影響に配慮しました。

表(7) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
26	土壌	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>土壌汚染状況調査及び詳細調査について、試料を採取した深さを教えて頂きたい。調査した箇所には建物があり、空いている場所で調査したという理解でよいか。</p> <p>また、基準超過物質について、確認された土壌の深さを教えて頂きたい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>準備書に記載した調査は、新廃棄物処理施設の建設箇所を含むエリアIで実施しております。また、基準超過物質は、最深で深さ4.5mで確認されております。エリアIを含む新廃棄物処理施設の建設予定地においては、今年度実施設計を予定しており、来年度以降土壌の対策工事を実施していく予定です。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答：修正)</p> <p>土壌汚染状況調査及び詳細調査を実施した深さは、準備書7-307ページ表7-2-187に記載しており、第一種特定有害物質は0m~10m、第二種特定有害物質は調査区画によって0m~7.5m、0m~8.5m、0m~9.0m、0m~10mとなります。</p> <p>エリアIの調査箇所については、建物の有無に関わらず、土壌汚染対策法に基づき、適切に調査地点を設定しております。なお、エリアI以外の範囲についても、工事の進捗に応じて順次、実施可能な範囲から土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施していく計画としております。</p> <p>基準超過物質の確認された土壌の深さは、準備書7-308ページ表7-2-188に示しましたとおり、0m~4.5mとなっております。</p>
27	土壌	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>土壌汚染状況調査及び詳細調査結果の詳細な数値は、どこに記載されているか。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>準備書7-308ページに記載しています。</p>

表(8) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
28	土壌	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>土壌汚染状況調査及び詳細調査結果について、基準を超過した要因にはどのようなものが考えられるか。自然由来か人為由来かを含めて、検討すべきである。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>基準超過要因については、確認致します。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果、砒素、ふっ素、鉛が基準を超過しましたが、これらは自然由来でも確認される可能性がある物質です。しかし、準備書 7-313 ページ「ウ. 地歴の状況」に記載しているとおり、「新廃棄物処理施設建設に伴う地歴調査業務委託（地歴調査）報告書」（平成 29 年 8 月 中外テクノス株式会社）によると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年の現施設稼働以降、対象事業実施区域内の西側の敷地において、仮埋立した廃棄物を搬出する工事の実施が確認されている。この仮埋立した廃棄物の詳細は不明であるものの、有害物質を含む可能性がある。 ・現施設の稼働により発生する焼却灰や、かつて存在していた旧焼却灰資源化施設（熔融施設）の稼働に伴い発生したスラグには有害物質が含まれていた可能性がある。 <p>と報告されており、エリア I の土壌中にこれらの物質が多く含まれていると推定されることから、これらが基準を超過した主な要因であると考えます。特に鉛の土壌含有量が基準超過した地点 No. 4、No. 8 については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 2 版）」（平成 24 年 8 月、環境省）に示された『自然由来の汚染と判断する際の含有量（全量分析）の上限値の目安（mg/kg）』である 140mg/kg と比較しても高い値となったことから、人為由来の汚染である可能性が高いと考えます。</p>

表(9) 委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
29	土壌 監視計画	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>工事の実施による土壌については、対象事業実施区域内にのみ調査地点を設定しており、これは土壌汚染対策法に基づく調査としては問題ない。一方で、環境影響評価として周辺環境への影響を考えた場合には、対象事業実施区域内の汚染が地下水経路で外へ広がるというリスクも考えられる。地下水の流れが西から東であるということから、現時点で対象事業実施区域外の東側に調査地点を設定し、バックグラウンドを把握した上で、事後調査で汚染の有無を監視するといった計画はないのか。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>対象事業実施区域外での調査につきましては、調査結果等を踏まえ、検討致します。なお、準備書に記載したエリア I における調査では、地下水汚染は確認されませんでした。また、対象事業実施区域内のエリア I 以外の場所につきましても、順次土壌汚染対策法に基づく調査を実施し、地下水汚染の有無を調査するとともに、必要に応じて適切な対策を講じながら工事を進めてまいります。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>対象事業実施区域における現地調査(土壌調査)とエリア I における土壌汚染対策法に基づく調査により、対象事業実施区域の土壌汚染の概況は、現時点での調査の実施が可能な範囲で把握できていること、また、順次エリア I 以外における範囲で土壌汚染対策法に基づく調査を実施し、必要に応じて適切な対策を講じる計画であること等から、対象事業実施区域外での土壌調査の計画はありません。しかし、ご指摘の現時点での地下水質のバックグラウンドの把握という観点で、地下水流向の上流側・下流側の境界付近に位置する地下水位観測孔 G1・G2(準備書 7-139、140 ページ参照)において地下水質を測定することで、対象事業実施区域およびその周辺の現況を把握することができると考えます。これは追加調査として実施し、その結果と評価については評価書に記載します。なお、この調査の項目は、土壌の汚染に係る環境基準に定める物質(29物質)及びダイオキシン類(準備書 7-301 ページ表 7-2-182 参照)とします。</p> <p>事後調査については、エリア I で土壌汚染が確認されていますが、土壌汚染対策法に基づく環境保全措置を講じる計画であること、地下水汚染は確認されていないことから、その実施は計画しておりません。しかし、エリア I 以外の土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果によって、実施を検討致します。</p>

表(10) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
30	土壌	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>対象事業実施区域周辺の地下水は、南側の布湖排水路と連続している可能性もあるのではないか。布湖排水路は周囲の水田の灌漑用の水路であると考えられるため、地下水は、東側の利根川ではなく水田の操作によって最終的に布湖排水路に出ていく可能性もある。対象事業実施区域外で土壌の調査を検討する場合は、この点も考慮されたい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>対象事業実施区域外での調査につきましては、調査結果等を踏まえ、検討致します。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>新廃棄物処理施設の整備に伴い、現施設よりも大きい地下構造物が設置されます。しかし、この地下構造物による地下水位の変動は、準備書 7-157～158 ページに示したとおり、極めて小さい値になると予測され、地下水流動への影響はほとんどないものと考えます。なお、その構造は、準備書 7-155 ページに示したとおりです。布湖排水路の底面は、概ね T.P.+3.1m であり、対象事業実施区域に設置した布湖排水路に隣接する地下水位観測孔 G1 における地下水位の年間変動 (T.P.+2.7m～+3.8m) の間に位置します。布湖排水路はコンクリート三面張りであるものの、壁面に孔 (概ね T.P.+3.3m) が開いていることから、地下水位がこの孔を超えた場合は、布湖排水路に地下水が流入する可能性があります。なお、布湖排水路は排水用の水路であり、周辺の水田の灌漑には用いられていません。</p> <p>No. 22 の見解に記載したとおり、対象事業実施区域外に土壌の調査地点を設定することは、計画しておりません。しかし、対象事業実施区域内の地下水流向の上下流 2 地点で地下水質の測定を実施し、対象事業実施区域およびその周辺の地下水質のバックグラウンドを把握する予定です。</p>

表(11) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
31	土壌	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>土壌汚染の要因が分からない場合、現施設が要因である可能性を否定できないのではないか。その場合、今後建設される新廃棄物処理施設に関しても、同様に汚染の要因になるおそれはないのか。監視計画には土壌や水質の調査は含まれていないが、問題ないのか。</p>	<p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>準備書7-313ページ「ウ. 地歴の状況」に記載しているとおり、また、No.21の見解に記載したとおり、土壌汚染の要因は人為由来の汚染である可能性が高いと考えます。また、現施設もその要因の一つである可能性は否定できません。</p> <p>一方、新廃棄物処理施設に関しては、準備書2-32ページに記載しているとおり、現施設と比べて、焼却灰に関する設備はすべて建屋内に設置し、搬出時の対策を講じることから、土壌汚染が発生しない施設計画としています。また、ごみ排水についても新廃棄物処理施設はクローズド方式とし、プラント排水の敷地外への放流は行わないことから、排水中に有害物質が含まれることはありません。</p> <p>これらのことから、新廃棄物処理施設に関しては、汚染要因になるおそれはないと考えております。したがって、供用時の監視計画に土壌や水質の調査は必要ないものと考えます。</p>
32	土壌	調査	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>現在プラスチック中間処理施設が存在する土地は将来緑地とする計画であるが、この緑地は一般公開・利用するのか。また、緑地部分は土壌が露出すると思うが、準備書においては土壌の調査地点になっていない。この地点も含め、土壌の調査は敷地全体で実施する必要がある。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>計画している緑地については、現在のところ一般公開・利用は考えていません。また、土が表面に出る部分には芝を植える予定です。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>準備書に記載しているエリアⅠは、新廃棄物処理施設の建設予定地であり、最も早く工事を実施するため先行して調査を実施しています。この対象事業実施区域内のエリアⅠ以外の場所につきましても、今後、準備書7-302ページ「(イ)既往調査」に記載したとおり、工事の進捗に応じて順次、土壌汚染対策法に基づく調査を実施し、必要に応じて適切な対策を講じながら工事を進める計画です。したがって、供用時には必要な対策がすべて実施され、土壌汚染に関する問題が生じない土地利用となります。</p>

表(12) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
33	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) 土壌汚染状況調査及び詳細調査で採取した試料は現在保管しているのか。	(6月28日現地調査での回答) 採取した試料については、写真を撮影し、柱状図を作成した後、廃棄しています。
34	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) 確認された汚染状態が人為由来である場合、採取した試料から地山の範囲等を確認出来ると考えられるため、写真は非常に重要なデータである。 また、今後調査の詳細を問われる場合もあるため、土壌の分析方法は確認しておいて頂きたい。	(6月28日現地調査での回答) 土壌汚染状況調査及び詳細調査は、土壌汚染対策法に基づき実施しているため、写真撮影、柱状図の作成及び試料観察により、人為的な盛土や地山の範囲は把握しております。 また、土壌の分析についても、同法で規定されている土壌溶出量試験及び土壌含有量試験により実施しています。
35	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) 基準を超過した区画がある対象事業実施区域の南西には何の施設があったのか。また、その施設はいつまで稼働していたのか。	(6月28日現地調査での回答) 溶融スラグを作るための焼却灰資源化施設（溶融施設）がありました。この施設は、平成7年に稼働し、平成12年に廃止しました。
36	土壌	調査	(6月28日現地調査での質疑・意見) 西側の敷地境界まで工事を実施するのか。また、土壌汚染が確認されている区画も掘削するのか。	(6月28日現地調査での回答) 新廃棄物処理施設は、敷地境界から出来るだけ離して設置します。したがってごみピット等の掘削で敷地境界まで工事を実施することはありません。ただし、既存施設の基礎の撤去や土壌汚染対策工事は実施する必要があります。 土壌汚染が確認されている区画でも、新廃棄物処理施設の施工範囲と重複する箇所は掘削することになります。なお、土壌汚染が確認されている区画は対策工事（掘削除去）を実施する計画です。

表(13) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
37	土壌	調査、環境保全措置	(5月17日委員会での質疑・意見) 土壌汚染状況調査及び詳細調査の結果を見ると、鉛及びその化合物の含有量350mg/kg や220mg/kg といった数値は、かなり高い数値であり、砒素及びその化合物も、その性質上非常に注意すべき物質である。また、準備書には基準が超過したものだけが記載されているが、超過していないものも記載する必要がある。まずは対象事業実施区域の地歴を正確に確認し、これらの物質の基準超過要因を把握した上で、工事の実施の際には確実な対策が必要である。	(5月17日委員会での回答の追加回答) ご指摘の基準を超過しなかった物質も含むエリア I で実施した土壌汚染状況調査及び詳細調査の調査結果は、別添の補足資料に示したとおりです。また、これは評価書の資料編へ記載いたします。 対象事業実施区域の地歴につきましては、準備書7-313 ページ「ウ. 地歴の状況」に記載の内容を確認しており、人為由来の汚染である可能性が高いと考えております。 工事の実施の際には、鉛及びその化合物の含有量等、ご指摘の調査結果を鑑み、土壌汚染対策法に基づく適切な対策を、確実に実施してまいります。
38	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌汚染状況調査及び詳細調査結果(No.37 補足資料)をみると、土壌溶出量試験で検出されていても土壌含有量試験で検出されていないなど、両結果が比例していないケースがあるのはなぜか。	(7月19日委員会での回答) 同じ地点から採取したサンプルであっても、土壌溶出量試験と土壌含有量試験では、分析の前段階から別処理をしているため、必ずしも一致するものではありません。極めて高い含有量の場合は比例することもあります。比例関係が不明瞭となる場合もあるものと考えます。
39	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌溶出量試験・土壌含有量試験の結果が必ずしも比例しないことから、極めて局所的に汚染物質が存在していることも考えられるが、汚染物質をどのように埋めたのか、確認したほうが良いと考える。	(7月19日委員会での回答) 汚染物質そのものを埋めた明確な履歴は残っていないため、確認することは困難な状況です。調査は、土壌汚染対策法に決められた手法を用いて実施し、できる限り土中の物質分布の把握に努めています。
40	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌のサンプリング方法として、他の地点と比べ極めて高いものを異常値として除外するなどの措置はとるのか。極めて高いものを代表値として扱ってもよいのか。	(7月19日委員会での回答) 土壌汚染対策法の調査方法に従い、サンプリングで分析値が局所的に高い値を示した場合であっても、再試験は行わず、その部分を土壌汚染があるものとみなしています。

表(14) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
41	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌のサンプリング方法は、いわゆる9点法と呼ばれるものか。	(7月19日委員会での回答) 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる区画においては、30m×30mの範囲(30m格子)の9区画(10m格子)を対象に、5地点混合試料による分析を行っています。また、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地においては、9区画(10m格子)のそれぞれの試料を対象に分析を行っています。
42	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌汚染状況調査及び詳細調査結果(No.37補足資料)をみると、対象事業実施区域の南西部分(図1の区画ABCD・456部分)の範囲から、汚染物質が確認されているというように見えるが、このような理解で良いか。 この南西部分の範囲は、何も建物がなく、廃棄物処理などが行われた場所ではないように思われるが、この範囲から何故汚染物質が確認されるのか。	(7月19日委員会での回答) 対象事業実施区域の南西部分の範囲(エリアI)は、調査を実施した範囲になります。それ以外の区画については、今後、順次調査を行う予定です。 対象事業実施区域の南西部分には、現在は建物が建っておりませんが、以前は溶融施設が存在していました。また、この範囲内で、かつて廃棄物を埋めた履歴も確認しています。
43	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌汚染状況調査及び詳細調査結果(No.37補足資料)の「土壌汚染詳細調査結果(第二種特定有害物質)」の表で、溶出量試験結果と含有量試験結果が混在している。分けて記載する必要がある。	(7月19日委員会の追加回答) 評価書においては、分けて記載いたします。
44	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 現在、土壌調査を実施していない区画からも、調査済み区画と同様に汚染物質が確認される可能性が高いということは、十分認識してほしい。	(7月19日委員会での回答) ご指摘のとおり、調査未実施区画から汚染物質が確認される可能性を十分認識しています。準備書に記載しているとおり、今後、順次土壌汚染状況調査等を実施し、必要に応じて対策を実施していきます。
45	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 土壌汚染対策法に基づく調査結果において、基準を超えた区画のみ対策を行うのか、それとも調査範囲全域の土壌対策を行うのか確認したい。	(7月19日委員会での回答) 調査を実施した区画のうち、基準を超えた区画のみ対策を行います。

表(15) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
46	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 汚染土壌を処理する業者は少ないのではないかと思われるが、業者は既に決定しているかを確認したい。	(7月19日委員会での回答) 汚染土壌の対策方法を検討している段階であり、処理業者はまだ決まっておりません。掘削除去した汚染土壌は、土壌汚染対策法の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託します。
47	土壌	調査	(7月19日委員会での質疑・意見) 地下水位観測孔のG2は、現在の位置である北東側よりも、布湖排水路側の南東側に設置したほうが、布湖排水路への影響がわかるのではないか。北東側に設置する意図は何か。	(7月19日委員会での回答) 対象事業実施区域周辺の地下水は、ボーリング調査の結果から南西から北東に流下していると想定されます。よって、地下水位観測孔のG2は、対象事業実施区域の地下水の現況を確認するために、地下水流向の下流側にあたる北東部分に設置しました。
48	日照障害	予測・評価	(6月28日現地調査での質疑・意見) 西側に隣接する施設は何か。施設の東側に新廃棄物処理施設が建設されると日影の影響があるのではないか。	(6月28日現地調査での回答) 一部事務組合が運営する障害者福祉施設です。そのため、新廃棄物処理施設はできるだけ離して設置し、緑地も配置する計画としています。 日影については、日照障害として予測評価を行っています。準備書7-332ページ図7-2-105に示したとおり、1時間の等時間日影が少し重なりと予測しました。周辺は用途地域の定めがなく日影規制はありませんが、一番厳しい基準を援用したとしても、その基準を満足する予測結果となっています。
49	植物	調査、予測・評価	(6月28日現地調査での質疑・意見) 現施設の周辺には大径木がみられるが、現施設の竣工はどれくらい前なのか。また、これらのうち、残されるものと伐採されるものは決まっているのか。大径木を伐採するのであればベンチ等に活用すると良いのではないか。 敷地境界に植えられている植物は伐採するのか。	(6月28日現地調査での回答) 現施設は、竣工から45年が経過しています。大径木については、現地調査を実施し、その結果は準備書7-346～347ページに示しています。大径木は、合計で14本確認していますが、いずれも植栽樹となっています。このうち対象事業実施区域の中央付近にある2本については残すことができると考えています。大径木の伐採後の活用については、ご助言を参考に活用方法を検討します。 敷地境界に生育する植物は、工事の際に一度伐採し、改めて植栽する計画としています。

表(16) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
50	動物	予測・評価、環境保全措置	<p>(5月17日委員会での質疑・意見) 環境保全措置のうち、「発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討し」という部分について、そのような検討方法は確立されているのか。実施される施工方法が「環境影響ができる限り回避又は低減されている」と評価・判断できる根拠が何かあるのか教えてほしい。例えば、複数の施工方法を比較検討し、騒音の総量が最も小さい方法を採用する、ということがされるのか。また評価にあたっては、ある種に対して、どの騒音レベルであれば問題がない、といった定量的な基準を参考に評価しているのか。</p> <p>(5月17日委員会後の追加意見) 騒音・振動等が生物に与える影響に関する研究はあまり進んでおらず、情報が少ないのは確かである。そのため、どのレベルの騒音・振動等で問題があるか、の判断はできないはずであり、現状の環境保全対策としては、相対的に影響を少なくすることしかできない。</p> <p>しかしながら、準備書の記載では、影響がないと科学的に判断できる環境保全措置が存在するかのように読めるため、正しく書くのであれば、「低騒音・低振動型の機械の使用により騒音・振動等が生物に与える影響を相対的に低減する」というような限定した表現にすべきであると思う。</p> <p>もし、準備書に記載のとおり、本当に「発生騒音・振動が極力少なくなる施工方法や手順を十分に検討」するのであれば、その手順、例えば「施工方法A、施工方法Bを比較したところ、騒音の総量が最も小さい施工方法は～だったので採用する」といったものを示してほしい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答) 環境保全措置については、まず仮囲いを設置することにより騒音の拡散を防止する計画としています。また、低騒音型建設機械は、国土交通省がその発生騒音レベルを定量的に定めて認定しているものであり、これらを使用することで、工事中に発生する騒音レベルをある程度定量的に想定することが可能と考えています。</p> <p>評価については、動物に対する騒音の影響を定量的に調査した事例が乏しいこともあり、定量的な基準は参考にしていません。本事業では、環境保全措置の実施方法等について、「事業者により実行可能な範囲内で出来る限りのより良い技術や対策を取り入れているか」という点を検討し、評価を実施しています。</p> <p>(5月17日委員会後の追加意見の回答) 騒音・振動の環境保全措置については、ご指摘のとおり、相対的に影響を少なくするための措置であり、誤解を招くことがないように、その旨を評価書に記載いたします。また、この環境保全措置の実施方法等については、改めて「複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか等の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で環境影響ができる限り回避又は低減されているかどうか」という点で評価を実施します。</p>

表(17) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
51	動物	予測・評価、 環境保全措置	<p>(7月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>重要な種に対する騒音・振動の影響に関して、哺乳類・鳥類については、間接的な影響があるため対策を講ずると記載されている一方、その他の分類群については、影響がないと書き分けられている。この違いは何に基づくものか。ほとんどの動物は、騒音・振動に対する忌避行動をとると考えられるため、他の分類群に関しても同様の記載をしてもよいのではないか。</p> <p>また、各種の予測結果において、「生息状況に変化はない」、「分布域に変化はない」と2通りの表現がある。ここでいう「生息状況」と「分布域」の違いを教えてください。もし同様の意味合いであるならば、表現を統一するべきである。</p>	<p>(7月19日委員会での回答)</p> <p>哺乳類・鳥類に関しては、騒音・振動の影響に関する対策事例が存在することから、影響があると記載しています。一方、その他の分類群については、そのような事例に乏しいことから、記載の表現が異なります。哺乳類・鳥類以外の動物にも騒音・振動に対する忌避行動は確認されるというご指摘を踏まえて、評価書では表現方法を検討いたします。</p> <p>ご指摘の2通りの表現は、概ね同じ意味合いで使用しており、どちらも調査範囲である対象事業実施区域を含む周辺200mにおける生息状況、という意味になります。また、これらの表現は、千葉県環境影響評価技術指針等の記述を参考に使い分けています。ただし、必ずしもそれらの資料と同じ表現にする必要はないことから、誤解を招かないよう、表現方法の統一を検討いたします。</p> <p>(7月19日委員会での回答の追加回答)</p> <p>動物の予測項目は、「千葉県環境影響評価技術細目」において、以下の4項目が挙げられていますが、「分布域の変化」、「生息状況の変化」については、それぞれ「分布状況の変化」、「生息状況（密度や分布、個体数）の変化」を意識して表現する必要があったと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物相の変化 ・地域を特徴付ける種又は指標性の高い種の分布域の変化 ・重要な種の生息状況の変化 ・注目すべき生息地の変化 <p>評価書では、予測結果において両者の違いが明確になるような表現に修正いたします。</p>

表(18) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
52	植物 動物 陸水生物	調査	<p>(7月19日委員会での質疑・意見)</p> <p>外来生物に関する事業の影響を確認する際に有効な基礎データとなるため、その位置情報を、補足資料として評価書に記載していただきたい。</p> <p>また、事業の実施による外来生物の増減等を予測することが可能であれば、その記載を検討していただきたい。</p>	<p>(7月19日委員会での回答)</p> <p>外来生物のうち、特定外来生物の位置情報は、記録・整理していますので評価書での掲載を検討いたします。</p> <p>(7月19日委員会での回答の追加回答)</p> <p>事業の実施による外来生物の生育・生息の変化は、根拠となる知見が乏しいこともあり、予測が困難であると考えます。しかしながら、準備書7-361ページに記載したとおり、「植栽する樹種は対象事業実施区域の立地条件を考慮し、できる限り周辺に生育する種(在来種)や地域の潜在自然植生に即した樹種を多く用いる」という環境保全措置を確実に実施するとともに、供用後もそれらの植物を適正に管理していくことで、外来生物の抑制に配慮した施設運営を実施してまいります。</p>
53	事業計画 景観	土地利用計画 環境保全措置	<p>(6月28日現地調査での質疑・意見)</p> <p>V5地点から見たとき、現施設の手前に見えている緑は対象事業実施区域にあるものか。また、これらは事業の実施によってすべてなくなるのか。植栽の計画について確認したい。</p>	<p>(6月28日現地調査での回答)</p> <p>現施設の手前に見えている緑は対象事業実施区域にあるものです。これらは、ほとんどが伐採され、新たに植栽をする計画です。植栽は敷地境界を中心に実施します(準備書2-9ページ参照)。</p>
54	廃棄物	予測・評価、 環境保全措置	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>工事の実施による影響に関し、廃棄物の処分量を抑制するために実施される環境保全措置の内容を確認したい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)と「千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」(平成14年、千葉県)に従い、再資源化を行うことが、環境保全措置の内容となっています(準備書7-500ページ、7-501ページ、7-502ページ参照)。</p>
55	廃棄物	予測・評価、 環境保全措置	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>現施設について、大きな更新工事履歴はなかったということから、現施設にアスベストが含まれている可能性は高いと考えられる。とすれば、アスベストがあることを事前に想定した上で、対策を講じる旨を記載する必要がある。</p>	<p>(5月17日委員会後の回答)</p> <p>ご指摘の通り、現施設にアスベストが含まれる可能性があることから、『現施設の解体にあたっては、事前調査を実施し、アスベストの存在が確認された場合は、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿(アスベスト)飛散防止マニュアル」等に従い、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。』旨を、評価書の「1. 工事の実施による廃棄物 (2) 環境保全措置」(準備書7-502ページに該当)に記載します。</p>

表(19) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
56	廃棄物	予測・評価、 環境保全措置	(5月17日委員会での質疑・意見) 工事の実施の影響に関する環境保全措置の内容の中に、紙くずの再資源化が記載されているが、解体工事に伴い発生する紙くずの量は極めて小さいと考えられるので、記載する必要性に乏しいと考える。また、建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物以外の、ガラスなどその他資材の廃棄物に関しても、十分配慮する必要がある。	(5月17日委員会後の回答) ご指摘の通り、現施設の工作物の撤去（解体工事）に関しては、紙くずの発生は少ないと考えられます。よって、予測において発生量を見込んでおりません（準備書 7-501 ページ表 7-2-290）。一方で、計画施設の建設工事においては、紙くず約 7t の発生が予測されるため（準備書 7-500 ページ表 7-2-289）、これに関し、環境保全措置として紙くずの再資源化を行うことを記載しております。 建設リサイクル法における特定建設資材廃棄物以外の廃棄物に関しましては、環境保全措置として、「プラスチック製品や石膏ボード等の特定建設資材以外の建設資材についても、再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施する。」（準備書 7-502 ページ(2)環境保全措置）こととし、十分配慮するよう努めます。
57	廃棄物	予測・評価、 環境保全措置	(5月17日委員会での質疑・意見) 廃棄物に関する供用時の影響は、この事業そのものについて記載するものではない。つまり、新施設の稼働（廃棄物処理）によって発生する、焼却灰やリサイクルセンターで再利用できない再生不適合物などの廃棄物量について記載し、新施設が稼働しない場合と比較するのではなく、現施設と比較すべきではないか。	(5月17日委員会後の回答) ご指摘の通り、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターの稼働によって発生する再生不適合物等の廃棄物量を対象とした環境保全措置や評価について記載するよう、評価書において修正します。その際、現施設との比較も実施します。 なお、新廃棄物処理施設及びリサイクルセンターで再利用できない再生不適合物などの廃棄物量については、準備書 7-504 ページ表 7-2-292、7-505 ページ表 7-2-293 に処分量としてそれぞれ予測しています。また、再生不適合物等の処理の流れは、準備書 2-19 ページ図 2-3-11 に示すとおり、最終処分場において適正に埋立処分する計画としています。
58	温室効果ガス	予測・評価、 環境保全措置	(5月17日委員会での質疑・意見) 計画施設においては、温室効果ガスの発生量は約 15,000t-CO ₂ /年と予測されているが、発電による温室効果ガス削減量を考慮しないと、20,957t-CO ₂ /年である。一方で、現施設からの温室効果ガスの発生量は19,877t-CO ₂ /年となっている。 このことは、「計画施設の方が処理能力が上がっているため温室効果ガスの量が増えているが、計画施設で行う発電の効果を考慮すると、実質的には削減効果が大きくなる」ということを示していると理解して良いか。	(5月17日委員会での回答) ご指摘の通り、計画施設からの温室効果ガス量は、現施設からの温室効果ガス量よりも多くなりますが、余熱を利用した発電により温室効果ガス抑制効果が生じるため、実質的に削減効果が大きくなるものと予測しております。 なお、発電の効果を考慮しない場合に、現施設に比べて計画施設からの温室効果ガス量が増加するのは、発電施設・排ガス処理施設など、電力を使用する機器が、現施設より計画施設で増加するため、その分の使用電力量が多くなるのが原因となっております。

表(20) 委員会及びその後寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
59	温室効果ガス	予測・評価、環境保全措置	<p>(5月17日委員会での質疑・意見)</p> <p>温室効果ガス、特に一酸化二窒素(N₂O)の排出量算定に用いられる排出係数に関して、処理施設の性能が向上する効果を考慮しているかを確認したい。下水汚泥の処理の分野では、技術の進歩により、排出量は減少しており、新廃棄物処理施設においても同様の低減がみられるはずである。その効果は、もし既に排ガス中の一酸化二窒素の実測を行っていれば、確認できると考えられる。また、そこで確認できた低減効果は、排出係数に反映できるものと考えられる。このような、技術の進歩による温室効果ガス発生量の低減のための努力があるのであれば、それが見えるような記載が望ましい。</p>	<p>(5月17日委員会での回答)</p> <p>一酸化二窒素、二酸化窒素、メタンの排出量算定には、各物質の排出係数を用いており、これらの値は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0」(平成29年3月、環境省)、「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-平成29年度実績-」(平成30年12月、環境省・経済産業省)に記載されている値を用いております。</p> <p>ご指摘の通り、新しい施設への更新による発生量への影響は十分考えられますが、温室効果ガス排出量については、地球温暖化対策推進法 第21条10項に基づき、地方公共団体が公表していることから、その算定手順を示した上記ガイドラインの手法・排出係数に従い予測を行うことが、同じく公表される準備書での予測において妥当であると考えました。</p> <p>なお、排ガス中の一酸化二窒素(N₂O)の測定は、実施しています。</p> <p>(5月17日委員会での回答の追加回答)</p> <p>排ガス中の物質の測定は、大気汚染防止法などで基準値が設定されている窒素酸化物(NOx)などについて行っております。一酸化二窒素(N₂O)に関しては実施しておりませんでしたので、訂正いたします。</p>